

一般社団法人日本住宅協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本住宅協会（以下「協会」という。）定款第7条に定める会員の入会金及び会費について定める。

(入会金の額)

第2条 入会金は、次の各号に定めるところによる。

- 一 正会員のうち、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、住宅を提供する団体は5,000円とする。
- 二 正会員のうち個人は1,000円とする。

(会費の額)

第3条 会員の会費は、次の各号に定めるところによる。

- 一 正会員のうち地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、住宅を提供する団体の会費は、口数に応じた額とし、1口につき年額18,000円とする。
- 二 正会員のうち地方公共団体（町・村）の会費は、口数に応じた額とし、1口につき年額13,000円とする。
- 三 正会員のうち個人の会費は、口数に応じた額とし、1口につき年額11,000円とする。
- 四 賛助会員の会費は、口数に応じた額とし、1口につき年額、25,000円とする。

(会費の納入)

第4条 会員は、協会から会費の請求を受けたのち、協会が指定する期日及び指定する方法により会費を納入しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年5月30日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「社団法人日本住宅協会会費規程」（平成4年4月1日施行）は廃止する。